

9 社会参加、レクリエーション等

手話通訳の派遣・設置

聴覚障害者の社会的自立を支援するとともに、聴覚障害者の生活がスムーズにできるよう、手話奉仕員を派遣、手話通訳者を福祉課障害福祉担当に設置します。

◆派遣できる内容

病院の診察、公的機関での相談・各種手続き、市が認めた各種大会、講演会など

※商行為や政治、宗教活動に関する通訳、公序良俗に反する通訳等はお受けできません。

◆福祉課障害福祉担当窓口での通訳

市役所内での手続きや相談のために、手話通訳者を設置しています。

月～金曜日・・・8時30分～17時15分まで（12時～13時までは昼休み）

お問合せ・派遣依頼などは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害者の社会参加を支援するとともに、聴覚障害者の生活がスムーズにできるよう、要約筆記奉仕員を派遣します。要約筆記とは聴覚障害のある方に文字を書いて情報を伝える支援のことです。

◆派遣できる内容

病院の診察、公的機関での相談・各種手続き、市が認めた各種大会、講演会など

※商行為や政治、宗教活動に関する通訳、公序良俗に反する通訳等はお受けできません。

お問合せ・派遣依頼などは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

電話お願い手帳

「電話お願い手帳」は、耳や言葉の不自由な方が電話を有効に活用できるようにと作られました。緊急のときや日常生活において電話を利用するのが困難である耳や言葉の不自由な方が、あらかじめ用件を書いた「電話お願い手帳」を他の人に見せて本人にかわって電話をかけてもらうためのものです。この手帳は福祉課障害福祉担当、社会福祉協議会などに置いています。皆様のご協力をお願いします。また、現在では電話お願い手帳のWeb版とアプリ版が提供されております。NTT西日本のホームページからアクセスできます。

110番アプリシステム

聴覚障害者等の方が、スマートフォン専用アプリを用いて文字対話方式で通報できるシステムがあります。

※アプリをダウンロード後、氏名や電話番号の登録が必要になります。
詳しくは警察庁のサイトをご確認ください。

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方が、通訳オペレーターを介して手話または文字、音声で会話できるシステムがあります。

※詳細は総務省のサイトをご確認ください。

消防緊急通報用ファクス

「消防緊急通報用ファクス」は、聴覚や発話の障害などにより、音声で会話することが困難な方が、あらかじめ住所、氏名などを記入した通報用紙を準備しておき、火災や救急で通報するときに必要事項を記入し、ファクスで119通報を行うことができるものです。

筑後地域消防指令センターには、火災や救急の緊急通報を受信するための専用ファクスがあり、24時間対応しています。

- ・ 送信するためのファクス番号は、119番です。
- ・ 通報用紙が必要な方は、消防本部ホームページ（電子申請・届出 届出用紙ダウンロード）から入手または消防本部警防課窓口にお越しください。

お問い合わせ・ご相談は

消防本部警防課へ TEL 53-3540 FAX 53-3531
福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

NET119緊急通報システム

「NET119緊急通報システム」は、下表の市町村に居住、通勤又は通学する方で聴覚や発話の障害などにより、音声で会話することが困難な方が、位置情報（GPS）機能を搭載したスマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能及び電子メール機能を用いて、簡単な画面操作で119通報を行うことができる無料の行政サービスです。

なお、利用には事前登録が必要となります。また、緊急通報に伴う通信費用やスマートフォン・携帯電話の利用に係る費用は登録者の負担となります。

利用対象市町村名

久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・大牟田市・柳川市・八女市・広川町・筑後市・朝倉市・筑前町・東峰村・みやま市

お問い合わせ・申請は

消防本部警防課消防企画係へ TEL 53-3540 FAX 53-3531

点字・声の『広報おおむた』の発行

視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方に、CDによる声の『広報おおむた』を発行しています。

お問い合わせ・申請は市立図書館へ TEL 55-4504 FAX 43-1167

点字による『広報おおむた』を発行しています。

お問い合わせ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

声の図書・点字図書の貸出し、ありあけ圏域電子図書館

市立図書館では、視覚障害がある方にデージーによる声の図書と点字図書の貸出しをしています。

ありあけ圏域電子図書館の特徴としては、音声読み上げ機能・文字サイズの拡大などの機能があります。

お問い合わせ・申請は市立図書館へ TEL 55-4504 FAX 43-1167

自動車運転免許取得助成事業

4級以上の身体障害者手帳の所持者で、その障害が肢体不自由、聴覚障害、音声言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓機能障害を除く）の方又は療育手帳（又は判定書）の所持者が、就労等のため運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

<助成上限額> 9万円（令和8年4月現在）

※取得後の申請は助成対象となりません。取得する前に申請してください。

お問い合わせ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の身体障害者手帳の所持者が、就労に伴い障害者自身が運転し所有する自動車を改造する（駆動・操行・制御装置等）場合、改造費の一部を助成します。ただし、所得制限等があります。

<助成上限額> 9万円（令和8年4月現在）

※改造後の申請は助成対象となりません。改造する前に申請してください。

お問い合わせ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

大会・イベントなど

◇スポーツフェスタ「福岡県民障がい者スポーツ大会」◇

福岡県民障がい者スポーツ大会（陸上、フライングディスク、卓球、アーチェリー等）を毎年5月に開催します。この大会の記録により毎年行われている全国障害者スポーツ大会へ福岡県代表として派遣されます。

◇スポーツ教室・レクリエーション◇

障害者の社会参加を目的とし、各種スポーツ教室、レクリエーションを実施します。

お問合せは

大牟田市障害者協議会へ TEL 57-7161 FAX 57-7163

交流・訓練など

◇ふれあい共室◇

障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒、ボランティアや地域の方との交流の場として「ふれあい共室」を実施しています。さまざまな活動を行い、子ども同士のふれあいや、世代を超えたふれあいを通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育てています。児童・生徒の募集は5月に行います。

お問合せ・申請は

生涯学習課次世代育成担当へ TEL 41-2864 FAX 41-2210

◇月曜ひろば◇

「月曜ひろば」では、ことばや運動の発達の遅れが心配なお子さんや、落ち着きがない、友達と遊べないなどで心配なお子さんとお母さんに、さまざまな親子あそびを行います。親子一緒に楽しみながらからだを動かすことで、お子さんの心に安心感を育て、こころやからだの発育を助けます。

お問合せはともだちのいえへ TEL 32-9728 FAX 32-9499

◇大牟田市聴覚障害者生活教室◇

聴覚障害者に対し、講師を迎えてコミュニケーションに関すること、家庭生活、生活設計など社会生活に必要な知識、情報について生活教室を開いています。

お問合せは福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

◇視覚障害者（盲青年・盲女性）生活訓練事業・中途失明者緊急生活訓練事業◇

視覚障害者が日常生活を送るうえで必要な知識や技術の習得、並びに視覚障害者の交流を行う等の生活訓練を実施しています。

お問合せは福岡県盲人協会へ

TEL 092-923-6336 FAX 092-923-6339

◇オストメイト社会適応訓練事業◇

ストーマ装具使用等による不安を解消し、社会復帰を促進するため、ストーマ装具の装着者を対象に、装着の使用等についての適応訓練を実施しています。

お問合せは日本オストミー協会福岡県支部へ

TEL 092-572-7788 FAX 093-621-8787

◇音声機能障害者発声訓練◇

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失された方に対して発声訓練を実施しています。

お問合せは福岡県身体障害者福祉協会へ

TEL 092-584-6067 FAX 092-584-6070

◇肢体不自由児等の療育キャンプ事業◇

在宅の肢体不自由児を対象に、専門スタッフ、大学生ボランティアの協力を得て、夏季に療育キャンプを実施しています。

○肢体不自由児海・山の療育キャンプ事業

○進行性筋萎縮症児山の療育キャンプ事業

※令和8年度も昨年度と同様、1泊2日で実施する予定です。

お問合せは福岡県肢体不自由児協会へ TEL・FAX 092-584-5723

◇心身障がい児療育キャンプ事業◇

在宅重度障がい児・者の日常生活能力を高め、自立と社会参加を促進することを目的に各種キャンプを実施しています。

○在宅重症心身障がい児（者）療育キャンプ事業 ○自閉症児療育キャンプ事業

○幼児ダウン症児療育キャンプ事業 ○肢体不自由児療育キャンプ事業

○心身障がい児療育訓練事業

お問合せは福岡県障がい福祉課社会参加係へ

TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

◇発達障害児者家族等支援事業「りりあん」◇

発達が気になるまたは発達障害のある子ども（おおむね3歳以上12歳以下の市内在住の方）とその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりいたします。

毎月第1日曜日（5月は、第2、11月は、第2、1月は、第3日曜日）

※事前予約制。当日参加も可能ですが、なるべく前日までに参加希望のご連絡をお願いいたします。

申込先はともだちのいえ TEL 32-9728 FAX 32-9499

就学前の相談は

◇ ことばとこころの相談

「ことばが遅れているかも…」 「コミュニケーションが取りにくい」 「動きが激しく、落ち着きがない」といった子どもに関する心配事や、育児に関する保護者自身の悩みなど、心理士が相談に応じます。

- 対象 就学前児とその保護者（予約制です）
- 日程 月6回



◇ 言語聴覚士による相談

発音が気になる、吃音があるなど、ことばについて気がかりなことを言語聴覚士が相談に応じます。

- 対象 就学前児とその保護者（予約制です）
- 日程 年6回

お問合せは子ども家庭課（母子保健担当）へ

TEL 41-2260 FAX 41-2675

大牟田市の通級指導教室

通級指導教室では、小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害のある子どもに対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、特性に応じた特別の指導を行います。

◇ ことばの教室

子どもの発音や聞こえ等、言葉に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。学校生活への適応を高め、より豊かな人間性の成長や発達を図ることを目的とした小学生対象の通級教室です。

◇ あじさい教室

子どもの友達とのかかわり方や行動、学習等に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。生き生きとした生活をおくることができるように援助することを目的とした、小学生対象の通級教室です。

◇ こすもす教室

子どもの友達とのかかわり方や行動、学習等に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。生き生きとした生活をおくることができるように援助することを目的とした、中学生対象の通級教室です。

※ 場所はいずれも生涯学習支援センター2階（市延命庁舎）です。

小学生は、在籍校から各教室までは保護者の付き添い等により通うことになります。

お問合せは教育委員会指導室へ TEL 41-2861 FAX 41-2862

または教育相談室へ TEL 52-4113